

令和6年3月末で 電子制御装置整備対象作業の経過措置期間が 終了いたしました

令和2年4月1日より、特定整備制度（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、当該作業を行うには新たな認証が必要となり、施工の際に事業として経営していた作業のみ、4年間の経過措置が設けられていましたが、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了いたしました。

経過措置期間終了後は**電子制御装置整備**として、**自動運行装置**にかかる作業のほか、**衝突被害軽減ブレーキ**及び**レーンキープ**にかかる以下の作業

スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し、取り付け位置・角度の変更

ECUの取り外し、取り付け位置・角度の変更

カメラ、レーダー等が付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

などは、**電子制御装置整備の認証を受けていないと作業を行うことができません。**

また、上記の作業について外注に出す際も、電子制御装置整備の認証を受けた他の事業場に委託し、ユーザーには、委託先の事業者が交付した特定整備記録簿の写しを渡す必要があります。

特定整備制度の詳細については、国土交通省 HP 又は最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

